

TAX  
NEWS  
LETTER2025  
11

## TOPICS

1. AI時代を生き抜く 理解・知識・環境の三本柱
2. 最賃引上げ 助成金の対象拡大など支援策
3. 令和7年度福島県最低賃金改定
4. 税務カレンダー（2025年12月の税務）

## AI時代を生き抜く 理解・知識・環境の三本柱

## ◆広がる「シャドーAI」

「シャドーAI」とは、企業の承認を得ずに従業員が業務でAIツールを利用する行為を指します。

ある調査によれば、従業員の7割以上が生成AIを使い、禁止されても半数近くは「それでも使う」と答えているそうです。利便性への期待から、「まずは試してみたい」という気持ちが先行するのも自然な流れです。

## ◆見過ごせないリスク

しかし、その裏には見過ごせないリスクも潜んでいます。実際に大手企業では、エンジニアが対話型AIに機密コードを入力し、外部に流出してしまった事例も報告されています。また、生成AIが誤った情報を提示した場合、それをそのまま受け入れてしまうことで判断を誤るリスクがあります。わずかな油断が、企業の信用や事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性があるのです。

## ◆背景にある2つの要因

このようなリスクを生む背景には2つの要因があると考えられます。

ひとつは、経営層を含め、企業全体のAIに対する理解不足です。日本のAI利用率は世界平均を大きく下回っており、経営陣の慎重な姿勢と現場のニーズの間にギャップがあります。

もうひとつは、従業員側の知識不足です。「機密情報を入力しない」「結果を鵜呑みにせず確認する」といった、基本的なルールが徹底されていない状況もあります。明確な指針の設定や、教育の機会の提供が必要と言えます。

## ◆解決のカギは「安全な環境」

そして、解決のカギは「安全な環境を用意すること」にあります。

ChatGPT EnterpriseやMicrosoft 365 Copilotなど法人向けAIは、ユーザーの入力データをAIの学習に使用しない設計になっており、高度なセキュリティ機能を備えています。こうしたツールを企業が導入し、「安心して使える場」を整えることで、未承認での利用は自然と減り、生産性向上の正式な手段へと変わっていくでしょう。

## ◆AIは経営のパートナーへ

新しい技術は、リスクを恐れて利用を避けるのではなく、企業理解・教育・環境整備を通じて活用を正しい軌道に乗せることが重要です。AIは一時的なブームではなく、今後の経営を支える戦略的パートナーとなり得ます。AIとの関係を主体的に築けるかどうか、企業の競争力を左右する分岐点となります。



## 最賃引上げ 助成金の対象拡大など支援策

政府の「新しい資本主義実現本部」はこのほど、最低賃金の引上げに伴う国の支援策について発表しました。すべての都道府県の地方最低賃金審議会が答申が取りまとめられ、引上げ額は過去最大の66円となり、全国加重平均が1121円となったことを受けたもの。主に生産性向上に取り組む中小事業者への支援策を強化する内容です。

最低賃金引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも6月閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」のなかで、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今回はその一環として、生産性向上の支援策を強化しています。

最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する当面の措置として、助成金・補助金の対象を拡大し、要件を緩和するなどの措置を

講じるとしています。今回の支援策の対象となるのは、厚生労働省の「業務改善助成金」と、経済産業省の「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「中小企業省力化投資補助金（一般型）」。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、それに要した費用の一部を助成します。支援策では、補助金の支給対象となる事業所を拡大するとともに、賃金引上げ計画の事前提出を省略可能とします。

経産省の3補助金についても、要件を緩和して対象となる事業所を拡大。採択審査での加点措置を実施するなどの優遇措置を講じます。

<情報提供：エヌピー通信社>

## 令和7年度福島県最低賃金改定

令和8年1月1日より、福島県の地域別最低賃金が1時間あたり1,033円に改定されます。改定前の955円から78円の引上げとなります。

最低賃金制度は、常用、臨時、アルバイトなどの名称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。ご確認くださいませようお願いいたします。

## 2025年12月の税務

12月10日

・11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月5日

- ・10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- ・消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、 月 日（ ） 時 分の予定です。  
ご準備のほどよろしくお願いたします。